

目次

内容

電話サービス利用契約約款	1
第1章 総則	3
第1条（約款の適用）	3
第2条（約款の変更）	3
第3条（用語の定義）	3
第2章 電話サービスの提供	3
第4条（電話サービス提供対象）	3
第5条（電話サービスの種類等）	3
第3章 電話サービス利用契約	4
第6条（申込み）	4
第7条（利用契約の締結）	4
第8条（当社の電話サービスへの切り替えに関する特則）	4
第9条（お客様の承諾事項）	4
第10条（契約期間）	5
第11条（電気通信番号計画）	5
第4章 電話回線の移設・新設・廃止	5
第12条（電話回線の移設の申込み）	5
第13条（電話回線の新設の申込み）	5
第13条の2（電話回線の廃止の申込み）	6
第5章 料金等	6
第14条（電話サービス料金等の通則）	6
第15条（通話料金）	6
第16条（登録手数料・工事代金等）	6
第17条（回線管理費）	6
第18条（支払方法）	7
第19条（請求および支払期日）	7
第20条（保証金）	7

第 21 条（延滞利息）	7
第 22 条（求償）	7
第 6 章 電話サービスの利用中止	7
第 23 条（利用中止）	7
第 24 条（利用停止）	8
第 25 条（電話サービス利用の制限）	8
第 7 章 利用契約の終了（解除、解約）	8
第 26 条（お客様が行う利用契約の解約）	8
第 27 条（当社が行う利用契約の解除等）	8
第 28 条（新規提供の拒否）	9
第 29 条（利用契約終了時の取扱い）	9
第 30 条（電話サービスの廃止）	9
第 8 章 お客様の義務	10
第 31 条（お客様側設備の工事）	10
第 32 条（お客様の住所等の変更の届出）	10
第 33 条（原約款における契約者の義務の遵守）	10
第 34 条（お客様の賠償義務）	10
第 9 章 秘密情報等の取扱い	11
第 35 条（秘密情報の取扱い）	11
第 36 条（個人情報の取扱い）	11
第 10 章 損害賠償	12
第 37 条（電話サービスに関する責任の制限）	12
第 38 条（電話サービスに関する免責）	12
第 11 章 その他	12
第 39 条（原約款の準用）	12
第 40 条（再委託）	13
第 41 条（当社への通知等）	13
第 42 条（反社会的勢力の排除）	13
第 43 条（譲渡）	13
第 44 条（準拠法）	14
第 45 条（管轄裁判所）	14
附則	14

第1章 総則

第1章 総則

第1条（約款の適用）

株式会社アジャストワン（以下「当社」といいます。）は、この電話サービス利用契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより電話サービス（当社がこの約款以外の契約約款および料金を定め、それにより提供するものを除きます。）および電話サービスに付帯するサービスを提供します。

第2条（約款の変更）

当社は、民法第548条の4第1項に基づき、この約款を変更することができます。
この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款によります。

2. 当社は前項によりこの約款を変更するときは、当該変更に係る効力発生時期を定め、かつ、約款を変更する旨および変更後の約款の内容ならびにその効力発生時期を電子メールの送付、その他当社が適当と認める方法によりお客様に通知し、または当社のホームページに掲示する方法によりお客様に周知するものとします。

第3条（用語の定義）

この約款において「電話サービス」とは、当社がこの約款に基づき提供する電話サービスおよびこれに付帯するサービスをいいます。

2. この約款において使用する用語の定義で本条に定めのないものについては、各種サービスの卸通信会社の契約約款または利用規約（以下「原約款」といいます。）に準ずるものとします。

第2章 電話サービスの提供

第4条（電話サービス提供対象）

当社の電話サービスは、法人に限りご利用いただけます。

第5条（電話サービスの種類等）

当社の電話サービスは、当社の選択する卸通信会社が提供する次の電話サービス（いずれのサービスによるか当社の選択により決定します。）により通話を提供します。

- (1) 直収電話サービス
- (2) IP 電話サービス
- (3) コールシステムサービス

第3章 電話サービス利用契約

第6条（申込み）

お客様は、当社の電話サービスの利用を希望する場合、この約款に同意したうえで、当社所定の申込書その他当社が指定する必要書類を当社所定の方法で当社に交付することにより、利用の申込みを行います。ただし、当社はおお客様の申込みにつき承諾する義務を負うものではありません。

第7条（利用契約の締結）

当社は、前条の申込みを承諾するときは、当社所定の方法でお客様に通知します。当社がその申込みを承諾した電話回線につき、承諾日をもって、当該電話回線にかかる利用契約が成立するものとします。

2. 利用契約の成立後、当社は、利用契約の成立した電話回線、電話サービスの利用開始日、卸通信会社名および直収電話サービスの別を電子メールの送付、その他当社が適当と認める方法によりお客様に通知します。利用開始日以降、当社にて卸通信会社から電話サービスの提供を受けたうえでお客様に電話サービスを提供します。

第8条（当社の電話サービスへの切り替えに関する特則）

お客様が既存回線を当社の電話サービスに切り替える場合の手続は、既存回線の種類に応じて以下のとおりとします。

（1）既存回線が電話加入権等のない電話回線の場合

当社は、既存回線に関してお客様と電気通信事業者との間に成立している契約を、当社の電話サービスの利用開始日の前日をもって終了させるために必要な手続きを、お客様を代行して電気通信事業者に対して行います。お客様は、当社がかかる手続きを行うために必要な範囲内で、電気通信事業者にお客様および既存回線に関する情報を提供することにあらかじめ同意します。

なお、当該電話加入権等の譲渡を電気通信事業者が承諾しない場合、当社は、お客様の利用契約の申込みを拒絶し、または成立した利用契約を解除することができるものとします。

2. 既存回線で電話加入権等を有した電話回線の場合は、当社は、電気通信事業者の指示その他の事情により、前項第(1)号の手続きにより当社の電話サービスに切り替えることができるものとし、お客様はこれをあらかじめ承諾します。

第9条（お客様の承諾事項）

お客様は、当社の電話サービスを利用するにあたり、以下の事項をあらかじめ承諾します。

- （1）前条第(1)号により既存回線にかかるお客様と電気通信事業者との間の契約が終了する

ことに伴い、従前の電話番号を使用できない場合でも、当社は何ら責任を負わないこと。

(2)前条第(2)号の電話加入権等の譲渡を電気通信事業者が承諾しない場合、既存回線を当社の電話サービスにより利用することができないこと。

(3)前条第(2)号により、お客様が既存回線と同一の電話回線を当社の電話サービスにより利用する場合でも、電気通信事業者の都合により、既存回線にかかる電話番号が変更される可能性があること。

(4)前条第(2)号の場合で、電話サービスの種類の変更を伴う場合、電話回線にかかる工事が必要となる場合があること。この場合、当社の電話サービス開始後、一時的に電話回線を使用できなくなることがあります。なお、当社は、電話回線を使用できない時間が生じることを知ったときは、速やかにその時間をお客様に当社所定の方法により通知します。

第10条（契約期間）

本契約の契約期間は、お客様が当社の提供するサービスを利用しているうちは継続するものとし、サービスの解約日を以って終了するものとします。

第11条（電気通信番号計画）

お客様が当該電話サービスを自らの電気通信事業の用に供する場合、当該電話サービスを自らの電気通信事業の用に供すること及び電気通信番号使用計画の認定を受け、又は受けようとしていることについて申告するものとします。

2. 利用者は、電気通信番号計画が定める電気通信番号の使用に関する条件を遵守するものとします。

第4章 電話回線の移設・新設・廃止

第12条（電話回線の移設の申込み）

お客様は、当社の電話サービスにかかる電話回線の移設を希望するときは、当社所定の事項を当社に連絡することにより、当社に当該電話回線の移設の申込みを行うものとします。

2. 前項の申込みを当社が承諾する場合、当社は、卸通信会社との間で、電話回線移設の手続を行います。

第13条（電話回線の新設の申込み）

お客様は、当社の電話サービス利用中に、当社の電話サービスによる新たな電話回線の使用を希望するときは、当社所定の事項を当社に連絡することにより、当社に電話回線新設の申込みを行うものとします。

2. 前項の申込みを当社が承諾する場合、当社が卸通信会社との間で新たな電話回線の利用

に関する契約を締結し、第 7 条に従って承諾の通知をすることにより、当該電話回線にかかる利用契約が成立するものとします。

第 13 条の 2（電話回線の廃止の申込み）

お客様は、当社の電話サービスにかかる電話回線のうち、電話加入権等のない電話回線の廃止を希望するときは、当社に連絡することにより、電話回線廃止の申込みを行うものとします。

2. 前項の申込みを受けたときは、当社は、卸通信会社との間で、当該電話回線の廃止手続を行うものとします。この場合、当該電話回線の廃止と同時に、当該電話回線にかかる利用契約は終了します。
3. お客様は、当社の電話サービスにかかる電話回線のうち、電話加入権等のある電話回線の廃止を希望するときは、第 26 条に従い当該電話回線にかかる利用契約を解約し、第 29 条に基づき当該電話加入権等を当社から譲り受けた後、お客様において当該電話回線の廃止手続を行うものとします。

第 5 章 料金等

第 14 条（電話サービス料金等の通則）

当社にお支払いいただく電話サービス料金等は、この約款に定めるほか、原約款に定めるところによります。なお、この約款と原約款の間に矛盾または抵触する定めがある場合には、この約款の定めを優先します。

2. 電話サービス料金等の請求対象期間は、原則として毎月 1 日から末日までとします。

第 15 条（通話料金）

電話サービスにかかる通話に関する料金については、別紙の条件書の通りとします。

第 16 条（登録手数料・工事代金等）

当社が電話サービスを提供するにあたり、当該電話サービスの提供に必要な手続に関する費用（当社が卸通信会社に支払う登録手数料を含むがこれに限らない。ただし、第 9 条第(2)号に定める譲渡承認手数料を除く。）および工事に係る費用が発生した場合、これら費用についてはお客様の負担とし、当社がこれらの費用を支払うこととなった場合は、お客様は、当社の請求に従いこれらの費用を当社に支払います。

第 17 条（回線管理費）

毎月発行される電話サービス料金等の請求の中に「回線管理費」という名目で請求書 1 通あたり金 1,000 円（消費税、地方消費税は別途とします。）を加算し請求するものとします。（住所が同一であっても、宛名が異なる場合は、それぞれの宛名について一箇所

と数えるため、その分「回線管理費」が発生いたします。)

第 18 条 (支払方法)

電話サービス料金等のお支払方法は、請求書によるお振込みとします。

2. 当社は、電話サービス料金等の回収を、当社の指定する者に委託することができるものとします。

第 19 条 (請求および支払期日)

当社は、原則として、毎月末日を締日といたします。

支払い期日については別紙の条件書の通りとし、期日までに利用料金を当社へ支払います。

2. 支払い期日に当社にてお客様の利用料金の支払いが確認できない時は、別紙の条件書に準じて当社より提供している電話サービスの利用を停止することができるものとします。

第 20 条 (保証金)

当社は、お客様にて利用料金の支払いが二度遅延した場合に、原則 2 ヶ月分の利用料金に相当する金額を保証金として請求することができるものとします。ただし保証金の具体的な金額に関しては、両社にて協議の上、決定するものとします。

第 21 条 (延滞利息)

お客様は電話サービス料金等その他の債務を当社が定める支払期日を経過してもなお支払いが無い場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの日数について、年 3%の割合による延滞損害金をお支払いいただきます。

(注) 本条に規定する年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日あたりの割合とします。

第 22 条 (求償)

お客様の作為または不作為を原因として、卸通信会社から当社に対して損害賠償請求、違約金支払請求、割増金支払請求、その他の何らかの金銭の支払請求があった場合、お客様は、当社の請求に従い直ちに当該金額を支払うものとします。

第 6 章 電話サービスの利用中止

第 23 条 (利用中止)

当社は次の場合には、電話サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 卸通信会社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
- (2) 卸通信会社が電話サービスを停止または変更したとき。
- (3) 第 25 条(電話サービス利用の制限)の規定により、電話サービスの利用が制限される

とき。

(4) 特定の回線等から多数の不完了呼(発信または着信において通話が無かったものをいいます。以下同じとします。)を発生させたことにより、現に通信が輻輳し、または輻輳する恐れがあると当社が認めたとき。

(5) その他原約款に定める電話サービス中止事由が発生したとき。

2. 当社は前項の規定により電話サービスの利用中止をするときは、あらかじめまたは事後速やかにそのことを電子メールの送付その他当社が適当と認める方法によりお客様に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 24 条 (利用停止)

当社はお客様が電話サービス料金等の支払義務を怠っているときは、電話サービスの利用を停止することがあります。

第 25 条 (電話サービス利用の制限)

天災や事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通話および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通話を優先的に取り扱う旨の原約款の定めにに基づき、お客様による電話サービスの利用に制限を行うことがあります。

第 7 章 利用契約の終了 (解除、解約)

第 26 条 (お客様が行う利用契約の解約)

お客様は、利用契約を解約するときは、第 41 条の方法にて当社に通知して頂きます。

第 27 条 (当社が行う利用契約の解除等)

(1) 当社および卸通信会社が電話サービスを提供することが、法律上または行政指導により禁止される場合には、お客様に催告しないで本契約を解除することができるものとします。

(2) お客様にて次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、なんらの催告を要せず直ちに本契約を解除することができるものとします。

- 1 本契約の自己の義務に違反し、その是正を求める相手方の通知を受領後 30 日以内にかかる違反が治癒されない場合
- 2 第三者から差押、仮差押、仮処分を受けた場合
- 3 破産・民事再生・特別精算・会社更生の申し立てが行われた場合
- 4 解散決議のための手続きを開始したとき

5 手形交換所における不渡り、その他支払停止または支払不能と認められる事由が生じたとき

6 本契約に基づき相手方に支払うべき料金等を支払期日に支払わず、その期間が 30 日以上に及ぶとき。

7 電話サービスの利用に関して不正・不法の行為があったとき。

(3)前項においてお客様側の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合には、お客様が負うべきすべての債務につき期限の利益を失い、直ちに債務の全額を弁済するものとします。

(4)本条に基づき当社に解除権が生じたときは、解除権の行使の有無を問わず、当社は電話サービスの利用を直ちに停止することができるものとします。

(5)当社は、当社の提供する電話サービスを用いた犯罪行為等を防止するために、当社の提供するお客様の電話サービスの利用を停止する必要があると警察機関が判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法により利用停止の措置要請を受けた場合、当社は当該要請に基づき、本契約の一部又は全部を解除することができる。また、警察機関から、電話サービスの申込みを承諾しない旨の措置要請が存在したときも同様とします。

(6)当社は、法令の定めまたは警察機関の要請により、警察機関に対し、お客様に係る情報を（会社名、氏名、住所等）を通知することができるものとします。

(7)当社は、本条第 5 項に基づく解除及び 6 項に基づく通知につき、何ら損害賠償等の責任を負うものではありません。

第 28 条（新規提供の拒否）

当社は、当社の提供する電話サービスを用いた犯罪行為等を防止するために、当社が契約の申込を承諾しない必要があると警察機関が判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法によりその申込みを承諾しない旨の措置要請があったときは、契約の申込を承諾しないことができるものとします。

第 29 条（利用契約終了時の取扱い）

利用契約が終了した場合、お客様は、当該利用契約にかかる電話回線を使用することはできません。また、電話加入権等のない電話回線の場合で、お客様が電話番号の継続使用を希望するとき、お客様は、卸通信会社との間で必要な手続きを実施するものとし、お客様の要請があれば当社はこの手続きに協力します。

2. お客様は、利用契約の終了について、以下の事項をあらかじめ異議なく承諾し、これらの事項が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。

(1)卸通信会社の事情等により、従前の電話番号を継続使用できない場合があること。

(2)電話加入権等の譲渡に伴い、電話回線にかかる工事が発生する可能性があること。また、その場合の工事費用はお客様の負担となること。

(3)お客様に譲渡された電話加入権等にかかる電話回線について、当社以外の電気通信事業者から電話サービスの提供を受ける場合に、当社が提供する電話サービスと同率の割引を受け

られないこと。

(4)お客様が負担した費用等につき、理由のいかんを問わず、当社はお客様に償還する義務を負わないこと。

第 30 条（電話サービスの廃止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、お客様に通知することにより、電話サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。

- (1) 卸通信会社が当社に対する電話サービスの提供を中止、停止、変更等することにより、当社の電話サービスの提供が困難、または不能になったとき。
 - (2) 当社の電話サービスの運用上または技術上の相当の理由ないし必要があると当社が判断したとき。
 - (3) 前各号その他別段の事情がない場合でも、当社が任意の判断により決定し、お客様に対して 3 ヶ月前までに通知したとき。
2. 前項の通知は、お客様への電子メールの送付、その他当社が適当と認める方法によるものとし、当該通知に記載された電話サービス廃止日をもって、お客様と当社との間のすべての利用契約が終了するものとします。
3. 当社は、本条に基づき電話サービスを廃止する場合、お客様に対して、電話サービスの廃止に伴い生じる損害、損失、その他費用の賠償または補償を免れるものとします。

第 8 章 お客様の義務

第 31 条（お客様側設備の工事）

当社の電話サービスの利用開始以降、電話サービスの種類の変更、電話回線の新設または移設その他の事由により、当社の電話サービスの対象である電話回線に関して、お客様側の設備に工事が必要となる場合、お客様は、自己の責任と費用負担において、当該工事を行うものとします。

（注）電話回線に関するお客様側の設備とは、お客様の設置する端末設備（原約款に定義されます。）または自営電気通信設備（原約款に定義されます。）をいいます。

第 32 条（お客様の住所等の変更の届出）

お客様は、その名称、電話番号、住所または請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに当社に届け出るものとします。

2. 当社は、前項の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
3. 届出のあった最後の名称および住所に対して当社からなされた通知もしくは送付された書類等が延着し、または到着しなかった場合でも、その通知等は通常到着すべきときに到着したものとみなします。

第 33 条（原約款における契約者の義務の遵守）

前 2 条記載の義務、その他この約款に記載された義務の他、お客様は、原約款における契約者の義務を遵守するものとします。

第 34 条（お客様の賠償義務）

お客様の故意、過失によって当社または卸通信会社に損害を与えた場合、お客様はその損害を賠償するものとします。

第 9 章 秘密情報等の取扱い

第 35 条（秘密情報の取扱い）

お客様および当社は、電話サービスの利用または提供のために相手方より提供を受けた情報のうち、相手方が開示にあたり秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合および次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) この約款に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
2. 前項の定めにかかわらず、お客様および当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該官公署に対し開示することができるものとします。
 3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を電話サービス利用または提供する目的の範囲内でのみ使用し、これらサービスの利用または提供上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」といいます。）を複製または改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、お客様および当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。
 4. 前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、第 40 条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、お客様から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等以上のものを負わせるものとします。
 5. 本条の規定は、お客様による電話サービスの利用終了後、3 年間有効に存続するものと

します。

第 36 条（個人情報の取扱い）

お客様は、電話サービスの提供を受けるにあたり、利用責任者または電話回線に関する情報としてお客様の役員および従業員の個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じ。）を当社に提供するときは、当該個人情報の提供について、その本人が同意していることを保証します。

2. 当社は、電話サービスの提供のためにお客様より開示された個人情報を電話サービス提供目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示または漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。
3. 前条第 2 項ないし第 4 項の規定は、個人情報の取り扱いについても準用されるものとします。
4. 本条の規定は、お客様による電話サービスの利用終了後も有効に存続するものとします。

第 10 章 損害賠償

第 37 条（電話サービスに関する責任の制限）

当社は、電話サービスを提供すべき場合において、卸通信会社の事情によりその提供をしなかった場合、原約款に規定された責任制限等の適用対象となる場合、その他当社に起因しない事由により生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

ただし、当社が卸通信会社から損害賠償金の支払いを受けた場合、当該受領額を限度として、お客様の損害を賠償します。なお、当社は、卸通信会社から損害賠償金の支払いを受けることを保証するものではありません。

2. 当社の責めに帰すべき理由によりその提供を行わなかったときは、お客様が電話サービスを全く利用できない状態（電話サービスの利用に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含む。以下同じ）にあることを知った時刻から起算して 24 時間を超えて継続して利用できない場合には、利用できなかった時間を 24 時間を 1 日として計算し（24 時間未満は切り捨て）、月額基本料等の日割り合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償するものとします。
3. お客様による電話サービスの利用に起因して発生したいかなる損害についても、当社および卸通信会社は責任を負わず、お客様がその責任においてこれを処理、解決するものとします。

第 38 条（電話サービスに関する免責）

当社は、電話サービスの提供にあたって、お客様に関する土地、建物その他の工作物等

に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2. 当社は、この約款または原約款の変更により、お客様の設置する端末設備（原約款に定義されます。）または自営電気通信設備（原約款に定義されます。）の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、卸通信会社がその原約款の定めるところにより負担する場合は、この限りではありません。

第 11 章 その他

第 39 条（原約款の準用）

この約款に定めのない事項については、原約款に従うものとします。

第 40 条（再委託）

当社は、お客様に対する電話サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。この場合、当社は、当該再委託先（以下「再委託先」といいます。）に対し、第 35 条（秘密情報の取扱い）および第 36 条（個人情報の取扱い）のほか、当該再委託業務に関する当社の義務と同等の義務を再委託先に負わせるものとします。

第 41 条（当社への通知等）

お客様から当社に対する本約款および利用契約に基づく通知等は郵便、または電子メールにて行うものとします。

第 42 条（反社会的勢力の排除）

お客様は、現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証します。

- (1) 暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という）であること。
 - (2) 役員又は実質的に経営を支配するものが反社会的勢力であること、または反社会的勢力であったこと。
 - (3) 反社会的勢力を利用、関係すること。
2. お客様は、自ら又は第三者を利用して下記の各号いずれの行為も行わないことを表明し、確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。

3. お客様が前 2 項に違反していると合理的に判断した場合は、当社は第 27 条第 2 項により通知、催告を要さず、お客様と当社の間に成立している全部または一部の利用契約を即時解除することができるものとし、これによりお客様に損害が生じた場合にも、当社はなんらの責任も負担しません。

第 43 条（譲渡）

お客様は、利用契約およびこの約款に基づく権利および義務ならびに契約上の地位を第三者に譲渡することはできないものとします。

2. 当社は、お客様の同意を要することなく、利用契約およびこの約款に基づく権利および義務ならびに契約上の地位を第三者に譲渡することができるものとし、お客様はかかる譲渡をあらかじめ承諾します。

第 44 条（準拠法）

この約款の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈されるものとします。

第 45 条（管轄裁判所）

この約款、当社の電話サービスに関する紛争については、訴額のいかんにかかわらず、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

利用契約約款の適用は、令和 7 年 9 月 28 日からとします。